

【地区研修・協議会】・・小林副会長

4月26日（土）にANA クラウンズホテルで地区研修・協議会が開かれます。次年度の各委員長と入会3年未満の会員を中心に後日案内をしますので、出席よろしくお願ひします。

【卓話】須田幸英さん

〈年収103万円の壁について〉

現在、基礎控除48万円と給与所得控除55万円を合わせて103万円の控除は誰もが適用される控除です。ただし年間所得2500万円超の高所得者は基礎控除がゼロとなっています。給与所得控除はサラリーマンでも必要経費がかかりますので、大体その位の額になっています。

政府与党の案では123万円でしたが、これを修正して年収200万円以下であれば基礎控除48万円+10万円+37万円、給与所得控除が55万円+10万円で160万円にするというもの。所得額によって基礎控除の額が48万円+10万円はそのまま、追加の+37万円からゼロまで段階的に減っていく。ただ、この制度も25年度26年度の2年間で、その後は+10万円だけになるという。ずっとではないから、面倒ですね。パート・アルバイトなどの人は所得税がかからなくなるから喜ぶでしょうが、それ以外の方は2万円位の減税になるでしょう。基礎控除に段階をつけるのに与党内でも議論があったようですが、年度末で早く決めないといけないのでこうなったのでしょう。

〈税務調査の否認案件について〉

1年間で3～4件調査が入ります。

・建設業 12月決算の会社

日報を調査したところ、請求もれが見つかった。後日請求書を発行して相手から支払ってもらった。

・建設業 3月決算 事務所兼自宅という会社で購入した備品の使われ方について調査が行われた。明らかに自宅用と見なされた費用は役員賞与となった。

・建設業 3月決算 役所の仕事で3月に完了したのが4月に請求した件。こういう期をまたぐ事案を税務署はよく調査する。

・建設業 社長の同級生の所の仕事をして売り上げを計上しなかったため、重加算税の対象になった。

・製造業 3月決算 個人契約の損害保険が法人の口座から引き落とされていた。法人契約に自宅分が含まれていた。

・建設業 子どもの自宅を建てた際に売掛金にしたままだった。貸付金として利息計上された。

・印紙が貼られていないケース

・業種的に鉄くずが出たものを個人の費用に使っていたケース

・レシートの連番が飛んでいたもの

・配達車がよく駐車していたのを調査官が見ていて、その店の売り上げが計上されていなかった

・業務委託契約書に印紙が貼られていなかったと共に契約書がない業務委託は給与と見なされた。しっかりと業務委託契約書を取り交わすと共に個人に委託する場合はその相手がきちんと事業所得として申告しているかどうかを確認するべき。